

◇大阪市母子保健法施行細則の一部を改正する規則

- 1 医師等に新生児の保護者を訪問させ、指導を行わせる事務等を専決することができる者の範囲を改めることにしました。
- 2 この規則は、令和7年4月1日から施行することにしました。

(こども青少年局子育て支援部管理課)